



第 10 回 固定資産の会計

- (固定資産の減損に係る会計基準)
- (- 2 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準)
- (- 3 資産除去債務に関する会計基準)

月(5) 法 2 号館 213 教室
平成 23 年 6 月 20 日
財 務 諸 表 論

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務諸表論第 11 版 武田隆二著 H21 年 1 月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第 8 版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(公認会計士試験短答式財務諸表論第 7 版 石井和人著 H22.10 中央経済社発行)

資産とは何か？

- 事業目的
- 投資目的

1 . 資産とは何か

IASB、FASB の資産の定義「将来に発生する可能性が高い経済価値」
ASBJ の資産の定義「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源」

(1)測定と評価

資産の価額を測定すること

- ・取得原価
- ・利用(使用)価値
- ・市場価格(時価) 公正価値

公正価値(fair value)

第三者との取引における客観的な価値を意味する。その評価基準がきちんと整備されれば、市場価額が存在する金融資産のみならず、あらゆる資産を公正価値で評価することが予想される。(例 減損会計)

(2)貨幣性資産

現金及びこれに準ずるものであり、支払手段として短期間に使用可能な資産を指す。例えば、現金はその額面通りの評価であり、売掛金などは将来の現金回収可能額で評価するのが原則である。

本レジュメは講義日前にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

(3)費用性資産

将来の企業の経営活動において利用され、費用化されていくものである。
即ち、将来の収益に対応されるべき原価である。

費用性資産は、過去における現金支出額をベースに資産を評価し、費用化の基礎とする。

2 . 当座資産

現金及び現金同等物に代表される貨幣性資産をいう。

(1)受取手形

企業の本業を通じて発生した通常取引にかかわる手形債権。
金銭の貸付にあたり、借用証書として受け取る金融手形や有価証券、固定資産の売却に伴って受取った手形等は当座資産に含まれない。

(2)売掛金

企業の本業を通じて発生した通常取引にかかわる債権。

(3)貸倒れの見積と表示方法

(4)短期貸付金等

(5)有価証券

3 . 棚卸資産

(1)商品

(2)製品、副産物、作業くず

(3)半製品

(4)原料及び材料、購入部品

(5)仕掛品及び未成工事

(6)消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品

4．有形固定資産

(1) 範囲

1年以上使用することを目的として所有される一定金額以上の資産である。
減価償却資産と非減価償却資産及び建設仮勘定がある。

建物

構築物

機械及び装置

車両運搬具

工具、器具及び備品

土地

建設仮勘定

(2) 取得価額

購入又は製造時の取得関係費をいう。改良時における資本的支出も含む。

(3) 資産除去費用

有形固定資産の取得価額に加えるべき新たな項目として資産の除去に関して法令又は契約で要求される。

法律上の義務等がある（H22.4.1以降開始する事業年度から）。

(4)借入費用

わが国では、建設に要した借入金の利子について資産計上が容認されているが、現在のところ将来の借入費用の資産化を義務づける会計基準は存在しない。

(5)減価償却

(6)減価償却方法

定額法

定率法

級数法

償却基金法

生産高比例法

取替法

5 . 減損会計

(1)固定資産の減損

資産の収益性の低下により投資の回収が見込めなくなった状態をいう。そのとき、資産の回収可能性を反映させるようにB/Sの簿価を減額処理する。

その理由は、

貸借対照表の正確性と信頼性の改善

欧米の例 IFRS(1998.6)、FASB(1995.3)

(2)減損の手続

(3)減損の判定

(4)減損の兆候

(5)減損の認識

(6)減損損失の処理

(7)資産の帳簿価額の減額

6 . 無形固定資産

(1)無形固定資産の種類

(2)営業権

7 . 投資等

(1)投資の範囲

(2)支配目的

(3)利殖目的

(4)その他の目的

8 . 繰延資産

(1)繰延資産の要件

(2)繰延資産の種類

9 . 研究開発費等

(1)研究開発費の会計処理

(2)研究開発費の資産性

(3)ソフトウェアの会計処理及び表示

固定資産の減損に係る会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1) 設定(平成 14 年 8 月 9 日 企業会計審議会)

事業用の固定資産であっても、その収益性が当初の予想よりも低下し、資産の回収可能性を帳簿価額に反映させなければならない場合に、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減損を行う場合の減損処理に関する会計基準である。

(2) 固定資産の減損

資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映するように帳簿価額を減額する会計処理である。

(3) 臨時償却

減価償却計算に適用されている耐用年数又は残存価額が、予見することのできなかつた原因等により著しく不合理となった場合に、耐用年数の短縮や残存価額の修正に基づいて一時に行われる減価償却累計額の修正である。

(4) 回収可能性価額

資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。

(5) 正味売却価額

資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。

(6) 時価

公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。

(7) 使用価値

資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

(8) 共用資産

複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産をいい、のれんを除く。

(9) 投資不動産

企業が自ら使用するもの及び棚卸資産を除いた、賃貸収益又は資本増価を目的として保有する不動産をいう。

(4610 / 減損会計)

会社名 _____

日付:

事業年度 _____

予定時間 _____

担当者:

監査場所 _____

実際時間 _____

承認者:

監査要点						監査手続	日付サイン
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示		
						<p>1. 減損の兆候 資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象の有無の検討 資産グループ: 営業的に一体の資産 (例、事業、店舗) 資産: 営業とは独立した資産 (例、土地、貸家) (1) 資産グループの営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっていないか。(営業損失) (2) 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落していないか。</p> <p>2. 減損損失の認識と測定 (1) 減損の兆候がある資産等の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較する。割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。 (2) 割引前将来キャッシュ・フローを見積もる期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とする。 (3) 減損損失を認識した場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の特別損失とする。</p> <p>3. 将来キャッシュ・フロー</p> <p>4. 使用価値の算定に際して用いられる割引率 (1) 貨幣の時間価値を反映した税引前利率とする。(金利) (2) 見積値から乖離するリスクを反映させるか否かを検討する。</p> <p>5. その他 (1) 資産のグルーピングの妥当性 (2) 共用資産の取扱いの妥当性 (3) のれんの取扱いの妥当性 (4) 注記事項の妥当性</p>	

留意事項

1. 増加額について、外部購入の場合は、取得価額に算入されている附属費用の範囲は適切か。
 2. 増加額については所定の承認を得ており、その承認額の範囲内の支出であるか。また、計上時期は妥当であるか。
 3. 減少額については所定の承認を得ており、その処分損益、処分費用及び売却代金等が正しく処理されているか。
- 調書

-2 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1)設 定(平成 20 年 11 月 28 日 ASBJ)

賃貸等不動産を保有する企業の財務諸表の注記事項として、賃貸等不動産の時価等の開示の内容を定める。

(2)時価

(3)賃貸等不動産

(4)範 囲

-3 資産除去債務に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1)設 定(平成 20 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

資産除去債務の定義、会計処理、開示について定めることを目的とする。

(2)資産除去債務

有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。(有害物質等の除去に関する義務も含まれる)

(3)除 去

有形固定資産を用役提供から除外することをいう。

(4)資産除去債務の負債計上

(5)資産除去債務を合理的に見積ることができない場合

(6)資産除去債務の算定

(7)対応する除去費用の資産計上費用配分

(8)資産除去債務が使用の都度発生する場合の費用配分

(9)時の経過による資産除去債務の調整額の処理

(10)見積もりの変更

(11)開 示

(4620 / 資産除去債務)

会社名 _____

日付:

事業年度 _____

予定時間 _____

担当者:

監査場所 _____

実際時間 _____

承認者:

監査要点						監査手続	日付サイン
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示		
						<p>1 . 資産除去債務の負債計上</p> <p>(1) 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用時に見積り計上されているか。</p> <p>(2) 割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定されているか。</p> <p>(3) 割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率とされているか。</p> <p>(4) 無リスクの税引前の利率は妥当であるか。</p> <p>2 . 除去費用の資産計上と費用配分</p> <p>(1) 資産除去債務の計上額の計算は正しいか。</p> <p>(2) (1)関連する有形固定資産の帳簿価額に加えてあるか。</p> <p>(3) (2)の有形固定資産の適正な減価償却</p> <p>(4) 時の経過による資産除去債務の適正な調整がなされているか否か。</p> <p>3 . 開示</p> <p>(1) 貸借対照表上の表示の妥当性</p> <p>(2) 損益計算書上の表示の妥当性</p> <p>(3) 注記事項の妥当性</p>	

留意事項

- 4 . 増加額について、外部購入の場合は、取得価額に算入されている附属費用の範囲は適切か。
- 5 . 増加額については所定の承認を得ており、その承認額の範囲内の支出であるか。また、計上時期は妥当であるか。
- 6 . 減少額については所定の承認を得ており、その処分損益、処分費用及び売却代金等が正しく処理されているか。
- 調書

前回の復習と質問

(第9回 H23.6.13)

H23.6.20

退職給付とは何か？ 労働提供等に対し、退職以後に支払う一時金又は年金であり適切な期間配分が必要

退職給付債務とは何か？

- 退職一時金制度
(内部積立方式)
- 退職年金制度
(外部積立方式)

P/L (事業活動成果) 事業活動における従業員費用の重要性

売上高

原価

売上総利益

人件費 (従業員給付) 給料、賞与、厚生費、退職金、ストックオプション

物件費

営業利益

1 . 退職一時金制度

退職給付とは、一定期間にわたり労働を提供したこと等による、退職以後に従業員に支給される給付であり、退職一時金及び退職年金がある。

従業員が退職する際に一括して退職金を支給する制度である。

(1)退職一時金の問題点

- 支給額を一括して支払う
- 給付源資が特定されない
- 従業員としては不安定
- 退職引当金の税法積立限度 (20%)

(2)会計処理の統一

従来は、退職一時金が毎期の費用の発生に基づいて退職給与引当金を計上するのに対し、企業年金は、基金に拠出すべき掛金相当額を費用計上していた。そのため、企業間比較が困難であり、将来支給すべき金額の不足額がオフバランスである点などの問題があった。そこで、退職給付会計基準において、両者同一のものとして扱うことになった。即ち、両者を包括して発生額を P/L において退職給付とし、債務残高を B/S において退職給付債務としてとらえることになった。

(3) 会計処理の仕訳

退職給付費用の計上

当期の退職給付費用を計上する

退職給付費用 50,000 / 退職給付引当金 50,000

退職一時金の支払

退職給付引当金 100,000 / 現金預金 100,000

年金掛金の支払

退職給付引当金 50,000 / 現金預金 50,000

企業年金からの年金支給

- 仕訳なし -

臨時的な支給等

退職給付費用 200,000 / 現金預金 200,000

前払年金費用の計上

前払年金費用 500,000 / 退職給付引当金 50,000

2 . 企業年金制度

従業員が退職後に一定期間または生涯にわたって一定の金額を分割して年金として支給する制度である。

(1) 退職一時金と企業年金

これらの計算に当って、時価(公正価値)評価の考え方を導入している。退職給付債務(年金負債)の算定には現在価値を、年金資産(積立資産)については時価評価を採用している。

(2) 年金制度のメカニズム

年金資産と年金負債の差額が年金債務として B/S に計上され、年間の発生分(年金負債の増加分)が退職給付として P/L に計上される。

上記により、一時金と企業年金を包括して退職給付としてとらえることとなった。